常任委員会 Q&△

五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

- A 年齢制限の定めはありません。
- ② どのような方を採用するのか。
- A 募集はなく、防災に関する専門職の 採用を予定しています。避難所開設 や災害対応の経験がある方で内閣府 認定の地域防災マネージャーの資格 を有する方を採用する予定です。
- ② 任期は。
- A 3年程度を予定しています。
- 採用するにあたり、新規部署の設置 は考えているのか。
- A 新規部署設置の予定はありません。 既存の生活安全課への配置を考えて います。
- 短時間勤務職員の給与の規定は。
- A 再任用職員と同様に別の給与体系となっています。扶養手当、住居手当については支給がありません。
- ② ふるさと応援寄附金の返礼品の周知 等、現在の状況は。
- A ふるさと納税の返礼品は、5つのサイト(さとふる、ふるなび、ふるさとチョイス、楽天、セゾン)また、町公式ホームページからも確認ができます。

現在、お米の返礼品等、更に品数を増やせるよう取り組んでいます。



公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例の制定について

- 公益法人等への町職員派遣予定はあるのか。
- A 公益法人については、現在、社会福祉協議会に職員を1名派遣しており、営利法人については現時点で派遣の予定はありません。
- ② ごかみらいLab についてはどうか。
- A 五霞町職員としての業務の一環で営利業務に携わらない形での派遣を 行っているため、今回の条例には当 てはまりません。
- 町職員の定数には影響はないのか。
- A 職員の定員管理計画の一環で派遣を しているため、影響はありません。
- 道の駅の設備等の修繕費が一般財源 から支出されているが、見直したほうが良いのでは。
- A 町で設置した施設やそれに付随する 設備については町の一般財源により 修繕等を行っています。

現在、道の駅ごかのあり方について 検討をしておりますので、経費負担 についても併せて充分に検討を行っ ていきたいと考えています。



- ② 森林環境譲与税とは。
- A 森林の整備に関する人材育成・担い 手の確保、木材の利用促進● ● ●

や普及啓発等の施策に充てる国からの譲与税です。

